

学校法人椋山女学園・椋山女学園大学
ガバナンス・コードの適合状況報告書

遵守項目	実施状況の点検結果
ガバナンス・コードの各項目の実施状況 (基準日：令和3年10月1日)	当法人は、ガバナンス・コードの各項目に沿って実施しています。 4-4(1)③事業継続計画への取組は、令和4年度から検討開始します。 監事及び評議員会において、適合状況を確認しています。
遵守項目	実施状況の点検結果(詳細)
第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重 →→建学の精神に基づく私立大学の使命を果たし、適切なガバナンスを確保した大学づくりを進めます。中期的な計画を策定・公表し、様々なステークホルダーに対する教育、研究及び社会貢献の向上を目指します。	
1 - 1 建学の精神	椋山女学園は、教育理念「人間になろう」に基づき、大学における人材像を定め教育を行っています。大学憲章を制定し、人間教育を進めています。 (教育理念) https://www.sugiyama-u.ac.jp/gakuen/about/policy/ (大学憲章) https://www.sugiyama-u.ac.jp/univ/about/feature/policy/
1 - 2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	建学の精神に基づく教育目的及び研究目的を定め、人材育成を行っています。中期的な計画を策定し、大学においては、毎年のアクションプランを策定し、大学改革に取り組んでいます。 (人材養成に関する目的) https://www.sugiyama-u.ac.jp/univ/about/feature/purpose-u/ (改革アクションプラン) https://www.sugiyama-u.ac.jp/univ/about/activities/reform/
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本） →→私立大学は、公的使命と説明責任を負っており、学校法人は、経営強化、大学の価値向上に責任を果たすべく、自律的なガバナンスに関する考え方と仕組みを構築します。	
2 - 1 理事会	理事会は、議決事項や議事録記載等について、寄附行為や関係規程に基づき適切に運営しています。役員の実任の明確化を図るとともに、損害賠償責任の減免規定等を整備しています。学長は、理事として大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を担っており、理事会に出席し校務状況を報告しています。 (寄附行為) https://www.sugiyama-u.ac.jp/gakuen/about/organ/kifu/ (学園報/理事会の開催状況、議題等) https://www.sugiyama-u.ac.jp/gakuen/about/magazine/

2 - 2 理事	<p>理事は、寄附行為の規定に基づき選任されています。理事長は、法人を代表して業務を総理し、理事長の代理権限順位や理事の役割、責任の範囲を理事会で決定しています。理事の善管注意義務及び賠償責任義務は寄附行為に明記されており、損害賠償責任の減免規定と損害賠償責任保険加入により、責任が過重にならないようにしています。</p> <p>(役員一覧)</p> <p>https://www.sugiyama-u.ac.jp/gakuen/about/organ/list/ (学園報/理事会の開催状況、議題等)</p> <p>https://www.sugiyama-u.ac.jp/gakuen/about/magazine/</p>
2 - 3 監事	<p>監事は、寄附行為の規定に基づき選任されています。監事の責務は、寄附行為に明記されており、2名の監事は理事会及び評議員会に出席し、必要に応じて意見を述べています。法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況を監査し、監査結果を監査報告書にまとめ、理事会及び評議員会に報告しています。</p> <p>監事、公認会計士、内部監査者の情報交換を行っています。監事への研修機会を提供しています。</p> <p>(役員一覧)</p> <p>https://www.sugiyama-u.ac.jp/gakuen/about/organ/list/</p>
2 - 4 評議員会	<p>評議員会は、寄附行為に基づき諮問機関として適切に運営されています。理事会は、評議員会に対して、予算・事業計画、事業に関する中期的な計画等について、あらかじめ評議員会の意見を聞いています。</p> <p>(寄附行為)</p> <p>https://www.sugiyama-u.ac.jp/gakuen/about/organ/kifu/ (学園報/評議員会の開催状況、議題等)</p> <p>https://www.sugiyama-u.ac.jp/gakuen/about/magazine/</p>
2 - 5 評議員	<p>評議員は、寄附行為に定める選出区分の人数を、理事会により選任されています。理事長は、評議員会開催前に審議事項に関する資料を送付し、丁寧な説明に努めています。</p> <p>(役員一覧)</p> <p>https://www.sugiyama-u.ac.jp/gakuen/about/organ/list/</p>
<p>第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）</p> <p>→→学長の任免は理事会が行い、理事会の権限の一部を学長に委任しています。学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督します。</p>	
3 - 1 学長	<p>学則に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と明記されており、学長は、大学協議会や大学院委員会等会議を各規則に基づき適切に運営しています。中期的な計画や改革アクションプラン等の方針について、学長メッセージとして、所属職員に周知しています。</p> <p>学長補佐体制としては、2人の学長補佐が、学生支援、研究支援等の役割分担により学長を補佐しています。学部長及び研究科長は、当該学部及び研究科の校務運営を規程等に基づき運営しています。</p> <p>(学則)</p> <p>https://www.sugiyama-u.ac.jp/univ/news/assets/docs/2104_daigakugakusoku.pdf</p>
3 - 2 教授会・研究科委員会	<p>教育研究の重要事項を審議するために教授会及び研究科委員会を設置しています。教授会及び研究科委員会は、学長が決定を行うにあたり意見を述べる機関です。</p> <p>(学則)</p> <p>https://www.sugiyama-u.ac.jp/univ/news/assets/docs/2104_daigakugakusoku.pdf (大学の組織図)</p> <p>https://www.sugiyama-u.ac.jp/univ/assets/docs/1904_naibusituhosyo.pdf</p>
<p>第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）</p> <p>→→私立大学は、ステークホルダーはもとより、広く社会から信頼され、公共性と信頼性を担保する必要があります。</p>	

4 - 1 学生に対して	<p>教育理念の実現に向け、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）及びアドミッション・ポリシー（学生の受入れの方針）を全学的な基本方針に基づき策定し、大学全体のポリシーと学部・学科ごとのポリシーを連関して定め、学生に明示し、公表しています。</p> <p>改革アクションプランの検証を行ない公表するとともに、学生の学修内容や環境の充実・整備に努めています。</p> <p>（3つのポリシー）</p> <p>https://www.sugiyama-u.ac.jp/univ/about/policy/ （改革アクションプラン成果報告）</p> <p>https://www.sugiyama-u.ac.jp/univ/about/activities/reform/result-2020/</p>
4 - 2 教職員等に対して	<p>大学運営に関する課題解決の組織である大学運営会議には、学長、学長補佐、学部長のほか、事務局部長が構成員になっており、教職協働体制を確保しています。</p> <p>教職員の資質・能力向上のため、FD及びSD研修を毎年実施しています。ハラスメント防止研修や防災研修についても、毎年実施しています。</p>
4 - 3 社会に対して	<p>本学では、教育、研究、社会貢献等の諸活動を恒常的に改善し、その質の向上を図るため、全学的に内部質保証を推進する組織体制を構築しています。認証評価については、7年ごとに公益財団法人大学基準協会による大学評価を受けつつ、認証評価の際に提出する「点検・評価報告書」の記載方法に従って、年度ごとの活動を自ら点検・評価し「点検・評価報告書」としてまとめ、刊行しています。</p> <p>講演会・公開講座や、地方自治体・地元企業との連携など、地域へ向けた取り組みを行っています。臨床心理相談室では、地域の方へのカウンセリング等を行っています。</p> <p>（内部質保証・大学評価）</p> <p>https://www.sugiyama-u.ac.jp/univ/about/valuation/ （地域貢献、社会連携）</p> <p>https://www.sugiyama-u.ac.jp/univ/social/contribution/ https://www.sugiyama-u.ac.jp/univ/social/partnership/</p>
4 - 4 危機管理及び法令遵守	<p>本学における基本的な倫理規範として定めた憲章やそれに基づくガイドライン、ハラスメントの防止に関する対応について定め、コンプライアンスに取り組んでいます。危機管理や防災対策については、規程を整備し、対応マニュアルの整備や防災訓練を実施しています。</p> <p>危機管理マニュアルの策定後、事業継続計画への取組は、令和4年度から検討開始します。</p> <p>（コンプライアンスの取り組み）</p> <p>https://www.sugiyama-u.ac.jp/univ/about/comp/</p>
<p>第5章 透明性の確保（情報公開）</p> <p>→→私立大学は、法人運営・教育研究活動の公共性・適切性を確保し、透明性を高める観点から、ステークホルダーへの説明責任を果たします。</p>	
5 - 1 情報公開の充実	<p>学校教育法施行規則等の法令に基づく情報公開に関しては、ホームページの「情報公開」において公表しています。</p> <p>法律上公開が定められていない情報についても、ホームページ、広報誌等を利用して、発信しています。「大学ポートレート」にも最新の情報を公開しています。</p> <p>（情報公開）</p> <p>https://www.sugiyama-u.ac.jp/univ/about/disclosure/</p>